

薬生食監発0625第3号  
平成30年6月25日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第5号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、GROUPE BIGARD - ABATTOIR DE CASTRES(施設番号 FR 81.065.001 CE)及びGROUPE BIGARD (施設番号 FR 71.157.028 CE) から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、フランス側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。